

地域密着型サービス事業者及び
地域密着型介護予防サービス事業者公募要領
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
(平成30年8月時点)

米子市

683-8686

米子市加茂町一丁目1番地

米子市福祉保健部長寿社会課

電話 0859-23-5156

FAX 0859-23-5012

1 公募の趣旨

米子市では、「第7期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」に基づき、介護保険施設の整備を進めています。

本公募は、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に基づく市の補助金の交付を受けて、指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業又は指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所を開設しようとする者を募集するものです。

2 公募するサービス事業の概要

サービスの種別	募集予定数
(1) 認知症対応型共同生活介護 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護	36床（4ユニット）

3 地域指定及び募集ユニット数

今回の公募については、日常生活圏域（中学校区）ごとに施設整備を図る観点から、整備を優先する地域及びユニット数を次のとおり指定します。

日常生活圏域	ユニット数
湊山中学校区	4ユニット (1事業所2ユニットとする。) 左の日常生活圏域から2つの日常生活圏域 に2事業所を指定
美保中学校区	
尚徳中学校区	
東山中学校区	
後藤ヶ丘中学校区	

※本市では、中学校区を日常生活圏域の単位として設定しています。

4 応募要件

○書類の提出及びプレゼンテーションは、事業を行う法人が行うこと。

(※提出書類は、過去の書類を参考にしてください。)

○上記を満たしていないと認められる場合及び提出書類に不備・不足があった場合は、審査を行いません。

○また、以下の項目については1項目でも欠けている場合は選定時に失格となりますので、よく確認してください。

1	応募書類提出時に法人であること。また、介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定）及び第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービスの指定）に該当しないこと
2	事業所の設置場所は、米子市が指定した日常生活圏域とすること

3	「米子市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を遵守すること
4	土地・建物とも都市計画法、農振除外、消防法等の許認可等が得られる見通しであること
5	土地・建物は自己所有又は権利関係図書等で確実に確保できることが確認できること
6	土地は、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと
7	事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費（人件費及び経費（直接介護費・一般管理費））の12分の3以上に相当する額を確保できていること
8	資金計画及び収支計画が適正であり、過去3年間の貸借対照表または、これに準ずる書類において、債務超過になっていないこと、ただし特別な事情がある場合は除く
9	過去の法人監査において重大な指摘を受けていないこと（社会福祉法人に限る）
10	現に介護保険サービス事業を3ヶ年以上運営していること
11	米子市が定めた期間内に事業を開始できること
12	事業者が、市税を滞納していないこと
13	米子市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第21号）第2条第1項第1号に規定する暴力団、又は第2号に規定する暴力団員に該当しないこと

5 指定予定事業者の選定について

(1) 書類審査後、米子市地域密着型サービス運営委員会において審査（プレゼンテーションを含む）し、決定します。

(2) 選定基準について

選定における評価は、「米子市地域密着型サービス事業者選定基準」のとおりであり、基準の別紙1「1 必須項目」を必須条件とし、「2 評価項目」について採点します。この選定基準を踏まえ、米子市地域密着型サービス選定委員会において審査（プレゼンテーションを含む）します。

評価は、各応募事業者が提出した申請書や図面等をもとに行いますので、分かりやすく正確に申請書等を記載してください。記載されていない事項がある場合は、その事項は評価されない場合がありますので注意してください。

なお、審査等の結果、選定事業者を「無し」、とする場合もあります。

(3) 選定後の事業所指定について

指定予定事業者として選定された事業者は、速やかに施設の準備（新築・改修等）を進め、人員配置等の準備を完了したうえで、指定申請を行ってください。

応募時の提出書類にある工程表どおり、各種手続き、建築工事等が行われているかどうか確認するため、進捗状況を報告していただきます。

また、事業計画に変更が生じる場合は、事前に長寿社会課と協議してください。ただし、選定

基準に関わる事項の変更については、原則認められません。

なお、指定申請内容審査の結果、指定基準等を満たしていない場合や、指定申請書の各事項が公募申請書等を下回る場合は、指定しない場合があります。

評価項目及び評価の目安は別紙のとおりです。

6 事業所開設に伴う補助金

整備費については、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金を活用した補助事業（以下「補助金」という。）による事業者への支援を行う予定です。

なお、補助金は、補助金の申請を希望される事業者から本市の指示する日までに申請され、県から交付決定を受けた場合に事業化されます。場合によっては、補助金が受けられない場合があることを予めご了解のうえ、応募書類を提出してください。

(1) 施設整備補助金

サービス種別	補助金額
認知症対応型共同生活介護	1施設あたり 32,000千円

事業所の整備に係る経費（工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事請負費は県内事業者が施工を行ったもの、委託費は県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市長が認めた場合については、この限りでない。）

(2) 開設等準備支援補助金

サービス種別	補助金額
認知症対応型共同生活介護	宿泊定員1人あたり 800千円

事業所の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費（県内事業者が施工を行った工事に係るものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難であると市長が認めた場合にあつては、この限りでない。）を含む。）、報酬（6か月間を上限とする。）、給料（6か月間を上限とする。）、職員手当等（6か月間を上限とする。）、共済費（6か月間を上限とする。）、賃金（6か月間を上限とする。）、旅費、役務費並びに委託料（県内事業者が処理した委託業務に係るものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難であると市長が認めた場合にあつては、この限りでない。）

また、米子市契約規則（平成17年3月31日規則第43号）に準じて、随意契約を超える金額については、一般競争入札または、指名競争入札（5社以上）のいずれかにより執行してください。

(3) 施行事業者選定方法

米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号）に準じて、一般競争入札又は指名競争入札（5社以上）のいずれかにより執行してください。

(4) 交付条件

整備補助金の交付を受ける場合は、交付申請をした年度内に工事を完了することが条件となります。

注）米子市が実施する完了検査に合格したときが工事の完了となりますので、ご承知ください。

6 注意事項等

(1) 選定の結果

申し込みのあった全ての事業者を選定結果を通知するとともに、米子市ホームページにて公表します。

選定結果は最終的なものを公表します。途中経過は公表しません。

(2) 選定の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、選定を取り消すことがあります。

- ①設置予定者が申し込み時に提出した資料、プレゼンテーション結果等について、その内容に虚偽又は事実と著しい相違があると認められたとき
- ②施設設置予定地に変更が生じたとき
- ③事業主体となる法人に変更が生じたとき
- ④定員数の変更が生じたとき
- ⑤施設平面図に重大な変更が生じたとき
- ⑥米子市が定めた期間内に事業を開始することが正当な理由なく明らかに困難と認められるとき
- ⑦設置予定者が建設用地の確保又は建設に必要な資金の調達が明らかに困難と認められるとき

(3) その他注意事項

- 申込書類について、受付期間経過後の資料の追加提出、差し替え等はお受けできません。
- 事業者の選定等にあって米子市が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。
- 介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、関係機関と十分に協議を行ってください。
- 提出された申込書類は返却しません。(今回の選定以外には使用しません)
- 申込書作成、市場調査等に伴う諸費用は、全額応募事業者負担となります。
- 指定予定事業者として選定された事業者は、指定が確定されたものではありません。
- 基準条例等に該当しない場合は、指定を行いません。
- 選定状況に関して、照会等は一切応じられません。応募事業者やその関係者から照会等があった場合、その態様によっては選定対象から除外することがあります。

問い合わせ先

米子市福祉保健部長寿社会課介護給付係 米子市加茂町一丁目1番地 電話 (0859) 23-5104 FAX (0859) 23-5012 E-Mail : choju@city.yonago.lg.jp

関係法令等

事業を計画するにあたっては、関係法令等を必ず入手し、内容を十分確認してください。

- ・介護保険法
- ・介護保険法施行規則
- ・米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ・米子市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第 126 号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第 128 号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成 24 年 3 月 16 日 老高発 0316 第 2 号・老振発 0316 第 2 号・老老発 0316 第 6 号）
- ・厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 12 年厚生省告示第 22 号）
- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 12 年厚生省告示第 23 号）
- ・厚生労働大臣が定める基準（平成 12 年厚生省告示第 25 号）
- ・厚生労働大臣が定める施設基準（平成 12 年厚生省告示第 26 号）
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生省告示第 27 号）
- ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 29 号）
- ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金交付要綱
- ・米子市補助金等交付規則